

こ成保第648号

令和6年6月28日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

令和6年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「令和6年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業実施要綱」を定め、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 別紙

### 令和6年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る 利用者負担額の減免事業実施要綱

#### 第1 事業の目的

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が令和6年能登半島地震の被災者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する子どものための教育・保育給付の対象となる教育・保育に係る利用者負担額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第1項及び第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の減免を実施した場合に、当該減免相当額について国費による補助を行うことにより、市町村の財政負担の軽減を図ることを目的とする。

#### 第2 事業の内容

##### （1）実施主体

実施主体は、（3）の対象者について、法第20条第1項及び第3項の教育・保育給付認定を行った市町村とする。令和6年能登半島地震の後に居住地等の変更があった者に関しては、変更前後の期間についてそれぞれ教育・保育給付認定を行った市町村を実施主体とすることを基本とするが、市町村間で調整が整う場合には、この限りでない。

##### （2）実施内容

令和6年能登半島地震の被災者に対し、市町村が利用者負担額の減免を実施する。

##### （3）対象者

対象者は、令和6年能登半島地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に在住している又は在住していた教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）であって、当該教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が当該地震に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する災害その他の内閣府令で定める特別の事由と同等の事由に該当し、利用者負担額の負担が困難であると市町村が認めた者とする。

##### （4）実施方法

ア 市町村が、（3）の対象者に係る利用者負担額を減免した場合に、当該減免相当額について補助を行う。

イ 令和6年能登半島地震による被災の事実については、災害救助法の適用市町村が発行する罹災証明書及び被災証明書のほか、市町村が適当と認める書類・方法により確認して差し支えない。

#### (5) 留意事項

- ア 人口流出防止など令和6年能登半島地震以外の理由による減免については、本事業の対象とはならないこと。
- イ 本事業に基づく利用者負担額の減免を実施する日の前日における市町村が定める利用者負担額から更に減免した部分を対象に、補助を行うこと。  
ただし、本事業の補助の対象となる減免部分について、令第24条第1項の規定を適用する場合は本事業による補助は行わない。
- ウ 令和6年度以前に実施した、令和6年能登半島地震の理由による減免については、本事業の対象とする。

#### 第3 国の助成

本事業に要する費用については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第4 事業計画

別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までにこども家庭庁長官に提出すること。